

## 協 定 書

新潟県上越市（以下「甲」という。）と新潟県司法書士会上越支部（以下「乙」という。）は、次のとおり協定を締結する。

### 記

#### （目的）

第1条 この協定は、総合法律支援法（平成16年法律第74号）第1条及び第2条に規定する目的及び基本理念に基づき、法的困窮者の救済に必要な情報やサービスの提供が受けられるよう、甲乙が相互の果たすべき責務を認識し、それぞれの立場及び特性を対等なものとして尊重する考えの下、公共的な目的を果たすため、協力して共に市民の法的アクセスの機会を保証し、住民福祉の向上に寄与することを目的とする。

#### （事業）

第2条 前条の目的を達成するため、甲乙は次の事業を行うものとする。

- (1) 司法書士相談事業
- (2) 市民への法的情報の提供及び啓発事業
- (3) その他前条の目的達成のために甲乙が必要と認める事業

#### （役割）

第3条 前条の事業を達成するため、甲乙は次の役割を担うものとする。

##### (1) 甲の役割

甲は、事業の推進を図るため、保有する資源を可能な限り充てるものとする。

##### (2) 乙の役割

ア 乙は、高い社会貢献の意識に立ち、事業の推進を図るものとする。

イ 乙は、事業の推進を図るため、保有する資源を可能な限り充てるものとする。

#### （協定期間）

第4条 この協定の有効期間は、本協定締結の日から平成28年3月31日までとし、期間満了の6か月前までに当事者から更新しない旨の意思表示がないときは、本協定は同一条件により1年単位で更新されるものとする。

#### （委任）

第5条 事業の実施については、甲乙協議の上、別に定めるものとする。

(協議)

第6条 この協定の解釈に疑義を生じた場合及びこの協定に定めのない事項については、その都度、甲、乙協議の上決定するものとする。

上記協定締結の証として本協定書2通を作成し、甲、乙記名押印の上、各々1通を保有する。

平成27年3月30日

新潟県上越市木田1丁目1番3号

甲 新潟県上越市

上越市長 村山 秀 幸

新潟県柏崎市春日3丁目2番28号

乙 新潟県司法書士会上越支部

上越支部長 司法書士 江 口 淳